

雇用促進住宅の早期廃止計画の撤回を求める声明

- 1 規制改革・民間開放推進会議は、第2次答申（2005年12月21日）で、雇用促進住宅事業について、廃止までに30年かけるという従来の考え方を撤回したうえで、できるだけ早期に譲渡・廃止するため、平成18年度中に検討し、具体的な結論を出すよう政府に要求した。

雇用促進住宅は、炭鉱離職者の再就職支援等を目的に国が設置したもので、現在は、独立行政法人雇用・能力開発機構が運営している。全国に1531住宅・14万4544戸あり、約35万人が生活している。

- 2 第2次答申は、雇用促進住宅について、「老朽化し、または機能的に陳腐化しているものもあり」「民間事業者等の知見・ノウハウを活用してできるだけ早期に譲渡・廃止する。具体的には、従来の地方公共団体への譲渡という方法に加え、例えば、更地にすることを前提に、まず、現在の普通借家による契約を解消し、速やかに跡地を民間等に一般競争入札で売却する。」としたうえで、入居者に対しては、「これまで一定の受益をしてきており、民間普通借家における正当事由制度や、それを前提とする立ち退き料の考え方以外の考え方がありうることから、移転促進のための適切な給付の基準を定め、借家契約の解約による明け渡しを求める」としている。

「老朽化・陳腐化」を口実にして、入居者に対して、ごく低額の立ち退き料で明け渡しを迫るとともに、雇用促進住宅を早期に取り壊して更地にし、民間デベロッパー等の金儲けのために「開放」せよというものである。

政府は、第2次答申の出された翌日に、「これを最大限尊重し、所用の施策に速やかに取り組む」との閣議決定を行った。「官民一体」の「雇用促進住宅つぶし」が加速して進められているのである。

- 3 こうした動きの中で、大阪府八尾市の別宮（べっく）住宅や大分市の戸次（へつぎ）住宅などにおいて、機構側は、耐震性の不足を理由に、住宅取り壊しを打ち出し、入居者らに対し、わずか20万円の立ち退き料で解約・明け渡しを迫っている。

しかしながら、耐震性不足を裏付ける基礎データも開示されておらず、これらの住宅について、解約申し入れを正当化する事由は全く見当たらない。

雇用促進住宅の入居者は、高齢化が進んでおり、住み慣れた住居からの転居等は、生命・健康さえ害しかねない多大の苦痛を与えるものである。

根拠の不明確な耐震性不足などを持ち出して、入居者らの不安をあおり、低額の補償金で立退きを迫るやり方は、極めて不当であり、直ちに中止すべきである。

- 4 雇用促進住宅の廃止は、「住みなれた家で暮らし続けたい」という入居者らの願いを踏みにじり、その生存権を犠牲にして、民間デベロッパー等の利益を図ろうとするものである。

自由法曹団は、雇用促進住宅事業の早期廃止計画の撤回を求めるとともに、入居者らの生存権を擁護するためにたたかうことを表明する。

2006年2月22日

自由法曹団 団長 坂本 修

